

2026年10月カスハラ対策が義務化へ

カスハラトラブル予防

～法改正後の安全配慮と労務体制の見直し～

2026年10月1日から、企業等にはカスタマーハラスメント防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられます。

悪質なクレームなどに対し、法律に基づいた明確な対処と、従業員を守る安全配慮義務が厳格に求められ、求職者等(就活中の学生やインターンシップ生等)への面談時の対応ルールを社内で徹底する時代になりました。

本セミナーでは、労働法務に精通した弁護士が登壇し、安全配慮義務違反を問われないために企業が今すぐ実践すべき組織的な対応、体制構築を法的な視点から具体的に解説します。



2026年 **8月5日(水)**
15:00～16:30

会場 対面：京都テルサ東館1F
第5会議室

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70
近鉄「東寺駅」より東へ徒歩約5分
地下鉄「九条駅」④出口より西へ徒歩約5分

オンライン：Zoom

定員 対面：40名

オンライン：100名

講師 大久保 勇輝 氏

弁護士

弁護士法人大久保総合法律事務所代表
関西圏雇用労働相談センター 相談員

2002年、高校卒業と同時に海上自衛隊入隊。
そこから一念発起して勉強に取り組み、
2016年弁護士登録という異色の経歴を持つ。
京都市内の法律事務所に勤務した後、2021年
独立。現在、弁護士法人規模拡大を目指して
自身がスタートアップ企業として人材の採用
と定着について奮闘中！



こんな方におすすめです！

- ✓ 義務化により企業が対応しないといけない具体的な措置内容や対応方法を知りたい。
- ✓ 従業員をカスハラ等から守り、安心して働ける職場環境を整えたい。
- ✓ カスハラ・就活セクハラ防止対策について詳しく聞きたい。

タイムスケジュール

- | | |
|-------------|--------------|
| 15:00～16:00 | 第1部：講演、質疑応答 |
| 16:00～16:30 | 第2部：グループワーク |
| | 第2部は、対面参加者限定 |

要予約
参加費無料

お申込は

二次元コードより受付



申込締切

2026年8月3日(月)

対面

オンライン

京都企業人材確保センター

京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階

TEL：075-682-8948

受付時間：平日9時から17時まで

主催



共催

国家戦略特区関西圏雇用労働相談センター（KECC）

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町3番1号

グランフロント大阪北館ナレッジキャピタル8階K827号室

【相談対応時間】 月曜～金曜の10時から19時（祝日・年末年始を除く）

【お問合せ】 TEL：0800-600-6009（フリーダイヤル）

【ホームページ】 <https://kecc.mhlw.go.jp/>

（本事業は厚生労働省より株式会社バソナが受託し、運営しています）